

建設キャリアアップシステム活用推進モデル工事実施要領

(目的)

第1 本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、福井県土木部所管工事において、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUSモデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUSモデル工事の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ 下 請 企 業 : 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技 能 者 : 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者 : 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者 : 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登 録 事 業 者 率 : $CCUS登録事業者の数 / 下請企業の数$
- ・ 登 録 技 能 者 率 : $CCUS登録技能者の数 / 技能者の数$
- ・ 就 業 履 歴 蓄 積 率 : $建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 / 工事現場へ入場した技能者の数$
- ・ 計 測 日 : 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するもとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- ・ 平均登録事業者率 : 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・ 平均登録技能者率 : 登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・ 平均就業履歴蓄積率 : 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(対象工事)

第3 福井県土木部が発注する土木一式および建築一式の設計金額1億円超の工事を対象とする。

(実施方法)

第4 発注者は、CCUSモデル工事について、以下のとおり実施する。

2 試行内容

前項の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとに目標基準を指定するものとし、達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

業種	平均登録事業者率	平均登録技能者率	平均就業履歴蓄積率
土木一式	90%	80%	50%
建築一式	70%	50%	30%

3 目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2項に掲げる各指標に係る目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評定への反映

受注者が2項に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合には、工事成績評定により評価を行う。ただし、目標基準が未達成となった場合でも工事成績評定は減点しない。

5 特記仕様書等への明示

CCUSモデル工事は、別添の例に従い、特記仕様書または現場説明書においてその旨を明らかにするものとする。

(システム活用にかかる費用)

第5 CCUS活用にかかる費用（登録、機器設置費用、現場利用費等）は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項については、契約担当者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年5月1日以降に公告する工事から適用する。

この要領は、令和6年7月15日から改定する。